

平成 31 年 2 月 12 日

第 2 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成31年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室

3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員1名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	欠員
	7番	安武 聖
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成31年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続いて、日程第2 報告議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。まず、事務局の方からご報告がございます。これまで合意解約について議案の前に説明しておりましたが、熊本県からの総会運営の仕方について、勉強会がありまして、議決要件ではない案件については、総会を閉めてから報告をするのが、本来の運営のやり方という事で、情報を頂きまして、うちの方も今回から切り替えておりますので、合意解約については、総会を閉めてから報告という形にさせて頂きたいと思っております。

議案第1号です。「農業経営基盤強化法 18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成31年2月12日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

利用権設定の番号1です。農地の所在は上田です。1筆で1,805㎡になります。利用権の方は新規になります。利用権設定をする者、利用権を受ける者、以下のとおりでございます。目的は水田で、期間が5年、10a当り賃借料が〇〇円という事になります。別紙の方を見て頂きたいと思っております。借り手の情報です

が、下の方に農業経営の状況としまして、男〇〇歳、農作業従事日数が200日、主な経営作物は水稲となっています。

次に、利用権設定の番号2です。土地の所在は宮原になります。水田の3筆で、4,763㎡です。これも利用権設定は、新規になります。利用権設定をする方、受ける方、以下のとおりでございまして、利用目的は水稲で、期間は5年、10a当り〇〇kgの賃貸借になります。これも新規でございまして、別紙の3ページをお開き下さい。農業経営の状況としては、男〇〇歳、従事日数320日、主な経営作物は、アスパラ、水稲になります。男〇〇、女〇〇以上でございまして。

続いて、利用権設定の番号3になります。土地の所在は、北里です。田が、2,044㎡です。利用権設定は、再設定になります。利用権設定をする方、受ける方、以下のとおりでございまして、利用目的は水稲、期間は5年、4筆で物納〇〇kgの賃貸借でございます。これは、再設定でございます。

次は、番号4です。土地は黒淵、筆が3筆、面積が合わせて2,052㎡、同じく利用権設定は、再設定になります。利用権設定をする者、受ける者以下のとおりでございまして、利用目的は水稲で5年で、3筆で物納〇〇kgの賃貸借となっています。以上で終わります。

議長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番            2番の〇〇さんの賃借料が今まで聞いた中では、高い方だと思わんですが条件がいいんでしょうね。10aあたり〇〇俵ですが。

7番            聞いておきましょうか。

2番            思ったんですけど、賃借料あたりを今までの統計をとって、平均をとりますよね。小国町の平均っていうか、大体このくらいですよという。今回の件は、4反分だから割合としては、それほどないですが、そういう高額になると心配です。いいんでしょうけど、そういう特殊な事情については、平均を調べた方がいい。

議長 相談があった時は、委員会としても出す基準はあるでしょうけど、基準を決めてはどうでしょうか。

事務局長 今のご意見についてはですね、確かに借り手も貸し手も基準となる賃料を提示してくれないかという話があります。昔は、上・中・下というのがあって農業委員会がデータとして示した過去があります。現在、統計上は、一番安い単価、一番高い単価、並びに平均を公表する事になっています。あくまで、当事者同士の折り合いがついた所の金額を出してもらおうという事と、あと実際の統計的なデータでいうと、熊本県の阿蘇の中田のような所での賃料は安定していますが、これも統計です。小国町としての報告は、一番安い最低の賃料、一番高い賃料、そして平均は何筆で何円という統計的なデータは示しています。答えにはなっていませんが。

2 番 いいえ、分かります。

5 番 このような例も、私が従兄弟の田んぼを耕作していて4反ぐらいです。1枚分全部植えるからうちの場合は、7俵ぐらいある。局長が言ったようにお互いに話してから納得して決めてある。

1 番 作物によっても違ってくると言っていた。水稻や私達のようにほうれん草の場合には、単収が違う。そこから全然、賃借料が変わってくるだろうから。

事務局長 あと唯一事務局としてお示しできるのが、上田の法人の事業ですけど、会長はよくご存じでしょうけど、あそこが全部で120haぐらいあるんです。120haは全部、上田、中田、下田それ以外の4段階を設定して、みんなであそこは良い悪いとか、筆ごとに調べて、賃料を設定し、契約したという実績があります。そういう所の実績が水稻の賃借料のジレンマを収縮出来るかとは思いますが。

議長 阿蘇とか一般の所を参考にして、例えば、1番なら1番とする。ただABCに分けてここだったら機械が行くから、圃場も形もいいから、それなら最高の1番にしようとか、ここは機械が行かない、それから水利が悪いからと言って、Cランク、Bラ

ンク、1番悪いのはもう0番です。機械も悪い、道も狭い、草も切らないといけない、水もちょっと条件が悪い、誰が見てもそういう条件ならその筆については0番とします。みんなで会議の中で一応決めた訳です。だから変える事は出来ますけど、最初の事例としてはそんな感じが出ております。参考になればと思います。他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

平成31年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番